

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

沖電送送統発第7号
令和3年7月28日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖縄電力株式会社
代表取締役社長 本永 浩之
社長執行役員

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準） 2.（1）に規定する基準

2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（平成31年3月28日 20190327 電委第4号）」2(1)②ロに規定する基準

2 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2.（1）に基づき、次のとおり整理されていること。

(1) 一般管理費は、次のとおり整理されている。

電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用は、次の方法により抽出することにより整理されている。

② ①で整理された一般管理費は、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「8部門」という。）に配分することにより整理されている。

ロ イの整理により難い費用は、別表第1.に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理されている。

別表第1. 活動帰属基準，配賦基準分類表

	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

		一般管理費	
		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料 (直課分以外)	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
	機械賃借料 (直課分以外)	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	清掃業務	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	警備業務	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	業務機械化関係委託費	直課された各部門人員数比	—
	低濃度PCB処理費用 (直課分以外)	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	その他委託費	—	直課された各部門委託費比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち、機械賃借料（直課分以外）については、設備等の利用に応じて発生する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

また、委託費のうち業務機械化関係委託費についても、業務の機械化に応じて発生する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を8部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」および「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

(別紙)

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）2.（1）に規定する基準

2.（1）発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（平成31年3月28日20190327電委第4号）」

2.（11）③へに規定する基準

③ ①及び②により整理された非離島供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に整理されている。

へ ホの整理により難しい費用は、別表第1.に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理されている。

別表第1. 活動帰属基準，配賦基準分類表

		販売費	
		活動帰属基準	配賦基準
委託費		—	業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

		販売費	
		活動帰属基準	配賦基準
委託費	異動業務	異動業務比率	—
	コールセンター関連業務（本島）	電話受付数比	—
	その他委託費		業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

異動業務については、当該業務の実態を踏まえ、当該費用の発生により関連が見られる「異動業務比率」を設定することとした。

またコールセンター関連業務（本島）については、電話受付数に応じて発生する性質であることを踏まえ、当該費用の発生により関連が見られる「電話受付数比」を設定することとした。